

ている。しかし、多くは各教員の力量による個々の出版あるいは投稿に任せられている。

点検・評価 **長所と問題点**

本学としても公開講座などで、一定の役割を果たしていることは評価してよい。しかし、一般に言う教育研究成果の市民への還元は、本学においては、まだ積極的に点検・評価する段階には至っているとは言えない。

【大学院の社会貢献】

1 特許・技術移転

(1) 特許の取得状況

現状の説明

特許の取得状況は、大学基礎データ「V 研究活動と研究体制の整備」「3 特許申請・承認状況」のとおりである。

点検・評価 **長所と問題点** **将来の改善・改革に向けた方策**

特許の取得状況は、低迷しており、今後の知的財産権利化への取り組みを強化する予定である。

(2) 特許取得を「研究業績」として認定する学内的措置の適切性

現状の説明

特許は、研究業績として評価している。

点検・評価 **長所と問題点** **将来の改善・改革に向けた方策**

特許は、研究業績としてまだ十分認知されておらず、今後の促進策を検討する必要がある。

IX 学生生活への配慮

【大学・学部の学生生活への配慮】

1 学生への経済的支援

(1) 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

現状の説明

現在のところ、学生が利用（申込み）できる奨学金制度は、学内の奨学金と学外の奨学金との二種類がある。学内の奨学金制度には、以下のものがある。

①「東京情報大学特待生制度」

学部在籍する人物・学業成績ともに優秀な学生に対して、授業料の半額を免除する制度である。ただし、この制度は応募制ではなく、大学が年度ごとに成績優秀者のなかから一定数（入学定員の4%）を選抜し、本人及び正保証人宛に通知することになっている。基準となる学業成績の評価は、2～4年次生については前年度までの通算の学業成績、1年次生については入学試験の成績によっている。

②「東京情報大学奨学生制度」

経済的理由で修学困難な事情が生じた学生が、提携金融機関と教育ローン契約（東京情報大学振興会が債務保証）を結んだ場合、在学中の利子相当額を援助する制度である。ただし、現在は学部の卒業年次生にかぎって応募を受け付けている。

③「東京情報大学外国人留学生奨学生制度」

経済的理由で修学困難な事情が生じた外国人留学生10名に対して、授業料の5分の1に相当する奨学金を給付する制度である。

④「私費外国人留学生住居費補助制度」

共益費および管理費を含む住居費が、2万から3万5千円までの学生に対して、月額1万円を補助する制度である。年を追うごとに、受給資格者が増加しているため、給付月額1万円を割る場合が生じてきている。

学外の奨学金制度には、次のものがある。

⑤「日本育英会奨学金」

日本育英会の奨学金には、「第一種奨学金」と第二種奨学金である「きぼう21プラン」がある。「第一種奨学金」は、無利息の奨学金で、とくに優れた学生で経済的理由により、著しく修学困難な学生に貸与されることになっている。

「きぼう21プラン奨学金」は、利息つき奨学金（在学中は無利息）であり、第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された学生に貸与されることになっている。募集は、原則として毎年春（4月）に行われ、在学する大学を通じて申込みを行うことになっている。本学の場合は、学生課の実施する「奨学金説明会」への出席を義務づけている。なお、失職、破産、会社の倒産、病気、死亡、または火災、風水害などによって家計急変のために、緊急に奨学金の必要が生じた場合、「緊急採用」（第一種）と「応急採用」（きぼう21プラン）の制度を適用することができ、随時申込みを受け付けている。

⑥「国の教育ローン（教育貸付け）・地方自治体による奨学金制度」

国や各都府県・市区町村により募集の時期や方法が異なるので、大学に募集依頼があり次第、掲示板などで連絡している。連絡のない奨学団体もあるので、出

身地の市区町村などに直接、問い合わせるように学生課のホームページなどで注意を喚起している。

⑦「私費外国人留学生のための奨学金制度」

私費外国人留学生に対して、募集依頼のある奨学金制度は、次のとおりである。詳細については、それぞれのホームページを見るよう指導している。

- ・（財）日本国際教育協会・学習奨励費
- ・（財）ロータリー米山記念奨学会
- ・（財）平和中島財団外国人留学生奨学生
- ・（財）都築国際育英財団奨学金
- ・（財）サトウ国際奨学財団奨学生
- ・（財）朝鮮奨学会
- ・公益信託永井幸喜学術教育国際交流基金奨学生

点検・評価 長所と問題点

日本人学生については、日本育英会奨学金でほぼ希望を満たすことができている。外国人留学生については、中国人留学生が激増する傾向に比例して、経済的困窮による学費未納者が増え続けている。国の留学生に対する予算が削減されてきているなかで、このような留学生に対する取り扱いが課題となっている。

将来の改善・改革に向けた方策

留学生に対する国の予算の増額を望んでいるが、学生部を中心とした全学的な委員会の設置を視野に入れて、前向きに検討すべき課題だと認識している。

2 生活相談等

（１）学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

現状の説明

本学では、定期健康診断を毎年４月、全学生対象に実施している。定期健康診断は「学校保健法」に基づき学生の健康保持・増進のために行うものであり、検査の結果所見のある者に対しては、さらに精密検査の受診などの指示をあたえ、より早期に疾病の発見ができるよう努めている。定期健康診断を受診していない学生に対しては、必ず連絡をし、保健所または医療機関で受診させ、その診断結果を医務室に提出するよう指導している。

点検・評価 長所と問題点

昨年度から予備日を設け、学内で受診できる日を１日増やした結果、平成１４年度の受診率が９８％という好結果につながった。しかし、受診率をできるだけ１００％に近づけるためには、予備日をさらに増やすなどの工夫が必要である。特に結核については、学内での集団感染を未然に防ぐため、定期健康診断の全員受診を目